

## (2) 景観資源周辺における景観形成

- 配慮が必要となる6種類の景観資源ごとの区域、景観形成の方針及び基準を示します。
- 建築物及び工作物の色彩は、第3章4) (3) 色彩基準に示す、市街地類型若しくは景観形成重点地区、又は特定大規模建築物等の色彩基準によるものとします。

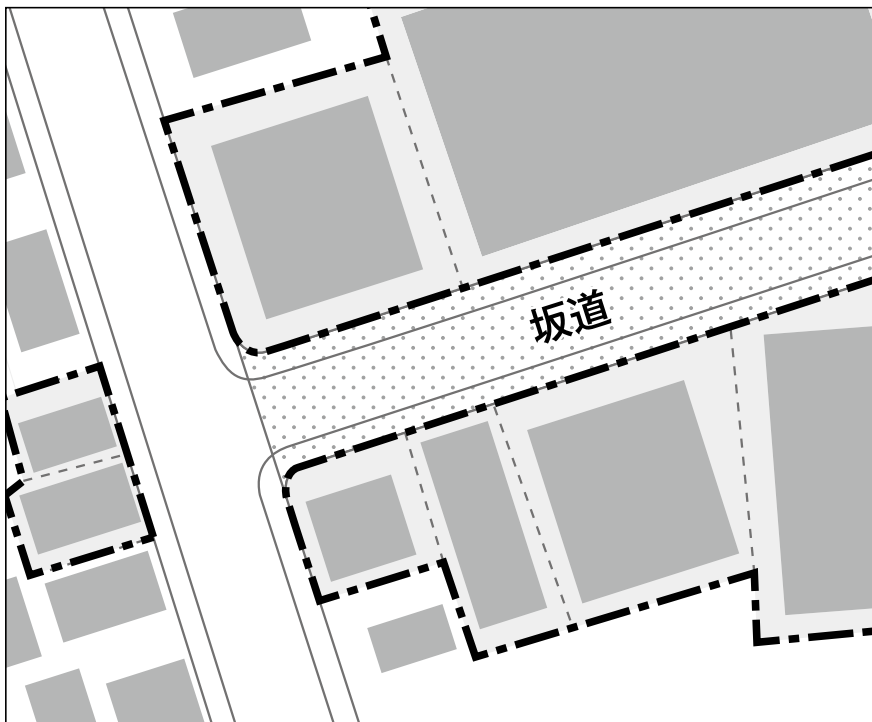
### ①【坂道】

#### (a) 区域

- 以下に示す【坂道】に面する敷地及び交差点等により突き当たる敷地とします。

八景坂、闇坂(くらやみざか)、右近坂、臼田坂、鑑坂(あぶみざか)、おいはぎ坂、蛇坂、馬込坂、南坂、二本木坂、夫婦坂、汐見坂、蓬莱坂、貴船坂、めぐみ坂、妙見坂、朗師坂、紅葉坂、此経難持坂(しきょうなんじざか)、車坂、大坊坂、大尽坂、六郎坂、八幡坂、相生坂、猿坂、大久保坂、稻荷坂(上池台)、貝塚坂、庄屋坂、鶴の巣坂、蟬坂、花抜坂、洗足坂、宮前坂、雪見坂、権現坂、稻荷坂(南千束)、神明坂、稻荷坂(石川町)、急坂、馬坂、どりこの坂、富士見坂、桜坂、おいと坂、河原坂、ぬめり坂、宮坂

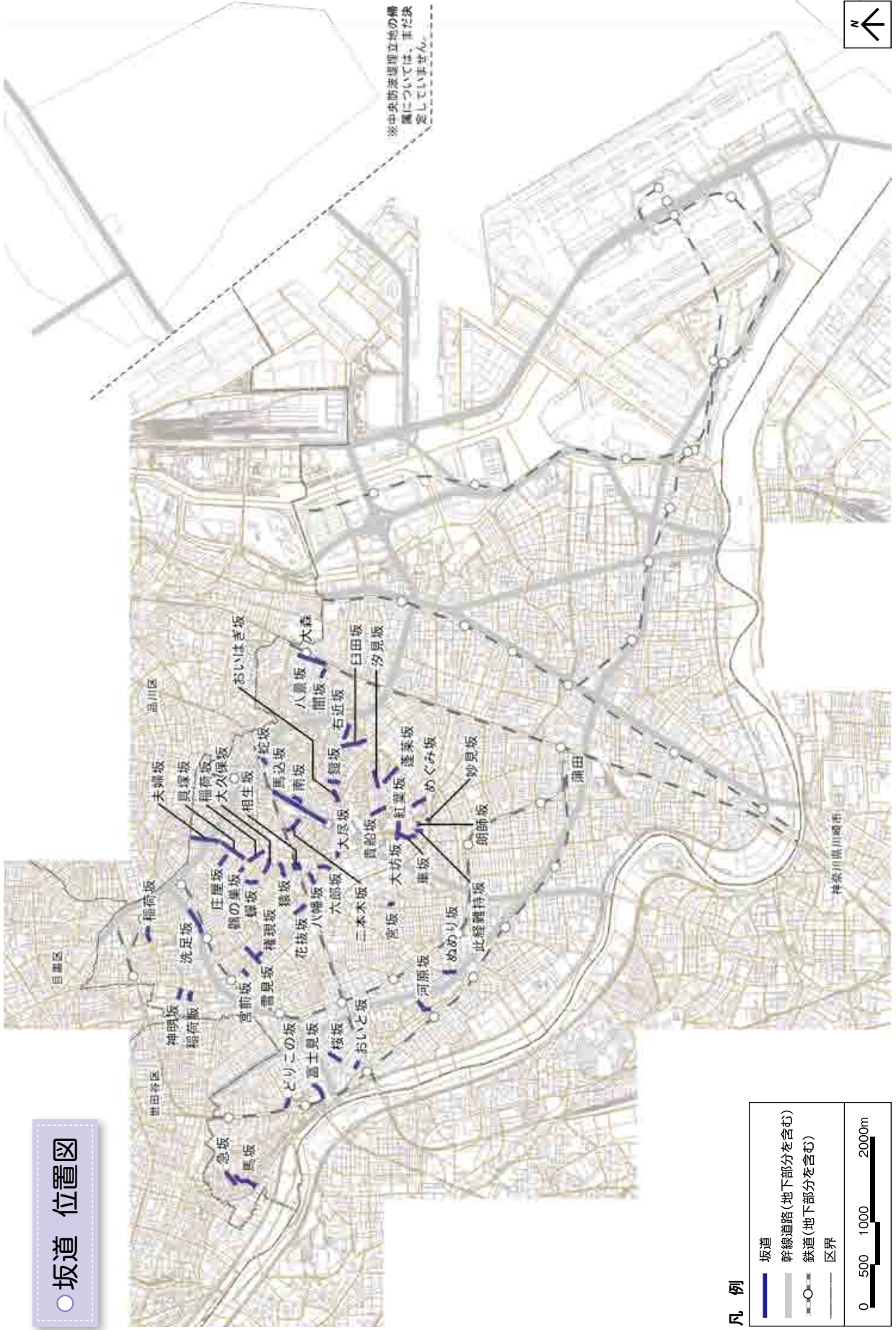
### ■対象となる敷地の適用イメージ



□ 対象となる区域

□ 景観資源

○坂道 位置図



(b)景観形成の方針（景観法第8条第3項関係）

- 【坂道】からの眺めの変化や擁壁、法面を活かし、周囲の緑化や歴史資源等と一体になった沿道の景観づくりを進めます。



沿道の擁壁と緑が特徴的な  
闇坂(くらやみざか)



桜の名所であり、旧中原街道として  
区の史跡にもなっている桜坂



馬込文士村の入口となる大森駅西口にあり、  
区の史跡となっている八景坂

(c)景観形成基準（景観法第8条第2項第2号関係）

○建築物の建築等

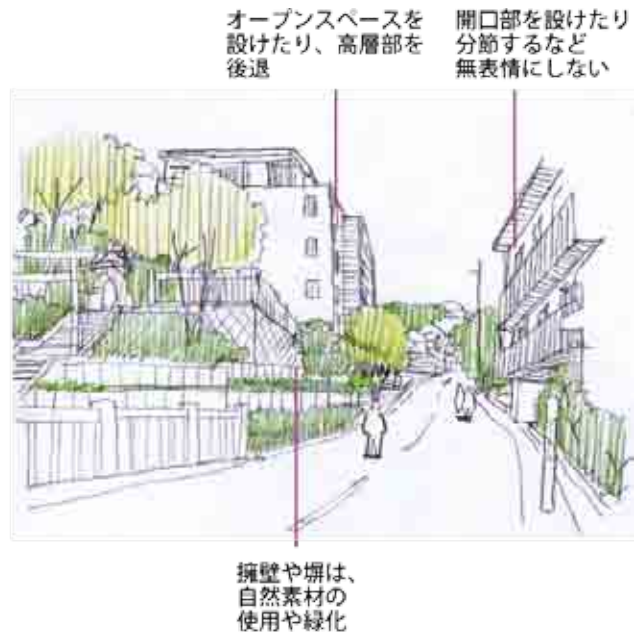
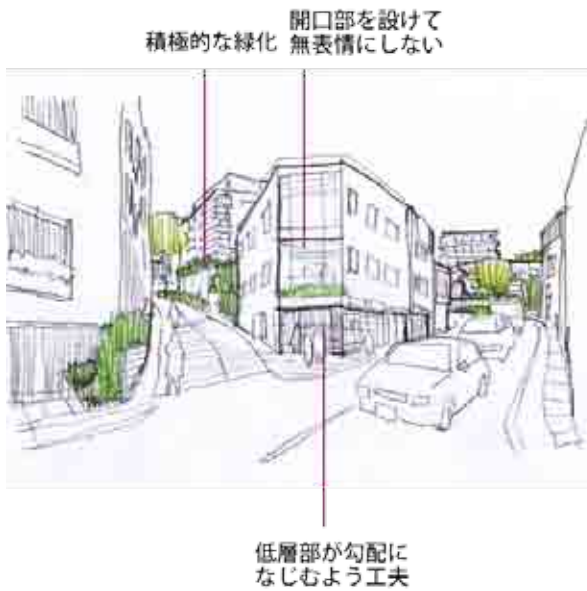
届出対象行為：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

届出対象規模：該当する市街地類型若しくは景観形成重点地区による

景観形成基準：次表のとおり

配置	●【坂道】に面してオープンスペースを設けたり、高層部を後退させるなどし、圧迫感の軽減を図る。
色彩・形態	●【坂道】沿いでは、建築物の低層部が勾配になじむよう工夫する。 ●【坂道】沿いに開口部を設けたり分節するなど、無表情にならないようにする。
緑外公開空地 化構地	●【坂道】沿いで、擁壁や塀を設置する場合は、自然素材の使用や緑化などを積極的に行い、周囲との調和を図る。 ●【坂道】に面する部分の緑化を積極的に行う。

## ■景観形成基準の適用イメージ



### ○工作物の建設等

届出対象行為：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

工作物の種類と届出規模：該当する市街地類型若しくは景観形成重点地区による

景観形成基準：次表のとおり

配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【坂道】に面してオープンスペースを設けるなど、圧迫感の軽減を図る。</li> </ul>
緑外 公開空地 化構	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【坂道】沿いで、擁壁や塀を設置する場合は、自然素材の使用や緑化などを積極的に行い、周囲との調和を図る。</li> <li>●【坂道】に面する部分の緑化を積極的に行う。</li> </ul>

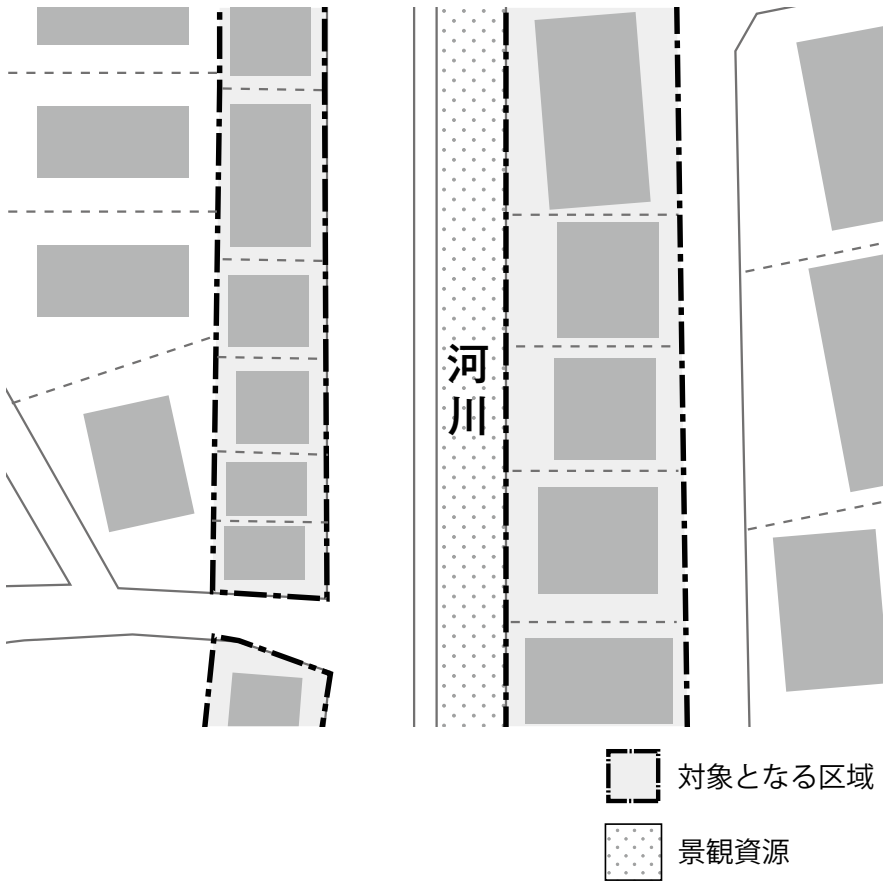
②【海・河川・運河等】

(a)区域

- 以下に示す【海・河川・運河等】に面する敷地、若しくは道路を挟んで面する敷地とします。

東京湾、多摩川、呑川、内川、丸子川、海老取川、運河、洗足池、小池

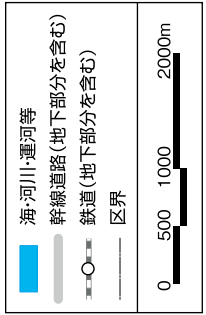
■対象となる敷地のイメージ



○ 海・河川・運河等 位置図



凡例



## (b)景観形成の方針（景観法第8条第3項関係）

- 水辺の開放感や眺めを活かし、周辺の自然や歴史資源、橋梁などの構造物などと一体になった景観づくりを進めます。
- 親水性があり、水辺の空間で快適に過ごせるような景観づくりを進めます。



護岸改修や桜のプロムナード整備に併せた景観整備が進む内川



川に沿って海辺の散策路が整備される予定の海老取川



住宅地内の貴重な水辺で、区民の憩いの場となっている洗足池(左)・小池(右)



国分寺崖線と低地部の境界を流れ、旧六郷用水の一部として開削された歴史を持つ丸子川

## (c)景観形成基準（景観法第8条第2項第2号関係）

## ○建築物の建築等

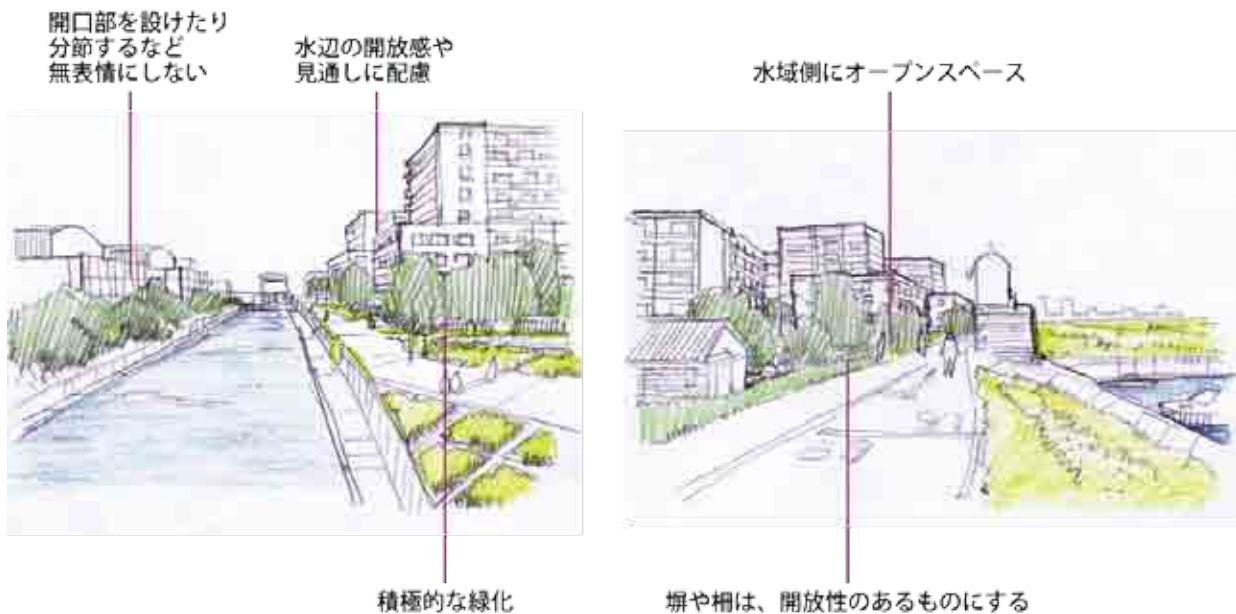
届出対象行為：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

届出対象規模：該当する市街地類型若しくは景観形成重点地区による

景観形成基準：次表のとおり

配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設け、水域からみた場合の圧迫感の軽減を図る。</li> <li>●水辺の開放感や見通しに配慮する。</li> </ul>
色彩・形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水辺の緑や開放感と調和した落ち着いた色彩とする。</li> <li>●水辺に面して開口部を設けたり分節するなど、無表情にならないようにする。</li> </ul>
緑外・公開空地・緑化・構	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水辺沿いにオープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。</li> <li>●水辺に面する部分の緑化を積極的に行う。</li> <li>●敷地と水域の境界部に塀や柵を設ける場合は、できる限り開放性のあるものにする。</li> </ul>

## ■景観形成基準の適用イメージ





## ○工作物の建設等

届出対象行為：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

工作物の種類と届出規模：該当する市街地類型若しくは景観形成重点地区による

景観形成基準：次表のとおり

配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設け、水域からみた場合の圧迫感の軽減を図る。</li> <li>●水辺の開放感や見通しに配慮する。</li> </ul>
色彩 ・ 形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水辺の構造物（橋梁、水門等）からの見え方を検討し、それらを意識した形態・意匠を工夫する。</li> </ul>
緑外 ・ 公開空地 ・ 化構	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水辺沿いにオープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。</li> <li>●水辺に面する部分の緑化を積極的に行う。</li> <li>●敷地と水域の境界部に塀や柵を設ける場合は、できる限り開放性のあるものにする。</li> </ul>

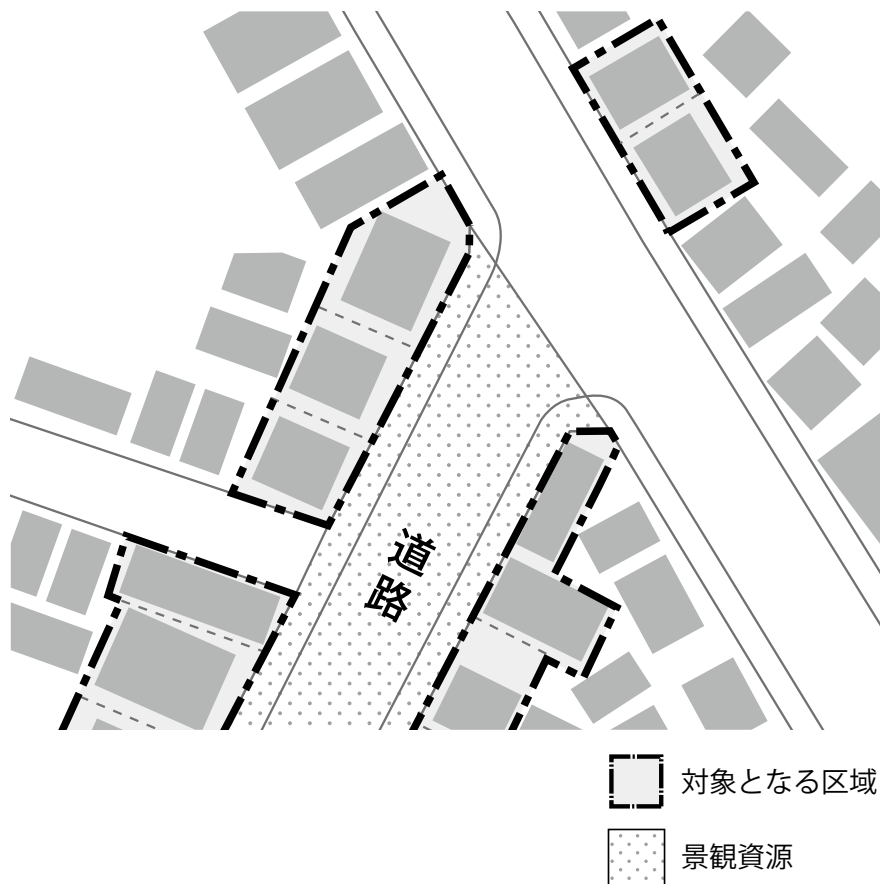
## ③【道路】

## (a)区域

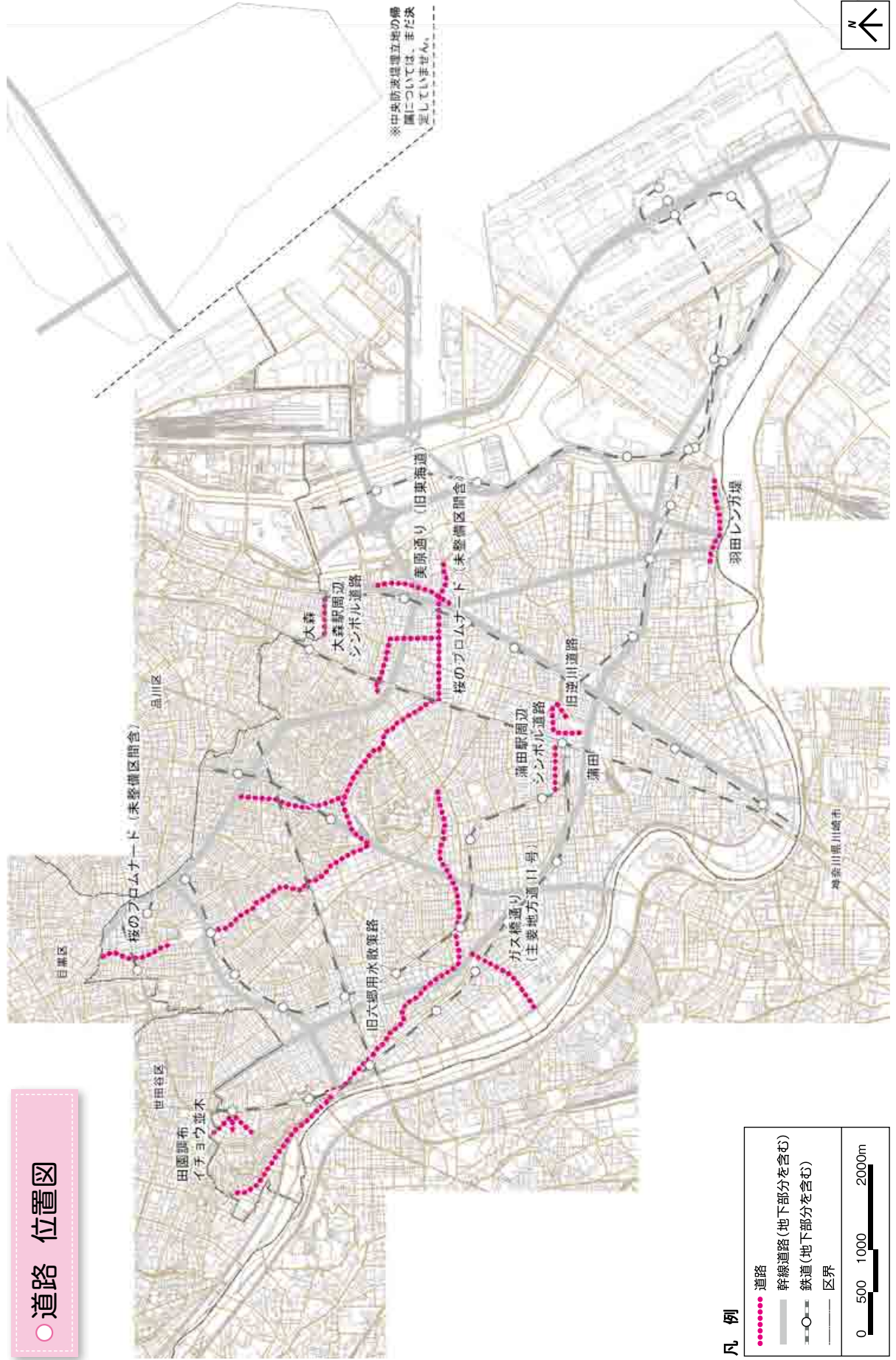
- 以下に示す【道路】に面する敷地及び交差点等により突き当たる敷地とします。

田園調布イチョウ並木、羽田レンガ堤、ガス橋通り（主要地方道11号）、蒲田駅周辺シンボル道路、大森駅周辺シンボル道路、美原通り（旧東海道）、桜のプロムナード、旧六郷用水散策路、旧逆川道路

## ■対象となる敷地のイメージ



○道路 位置図



※中央防波堤埋立地の範囲については、まだ決まっていません。

凡例

- 道路
  - 幹線道路 (地下部分を含む)
  - 鉄道 (地下部分を含む)
  - 区界
- 0 500 1000 2000m

## (b)景観形成の方針(景観法第8条第3項関係)

- 沿道の特徴的な景観を活かし、快適に歩くことができる【道路】となるよう、沿道と一体となった景観づくりを進めます。



大正7年の河川改修によりつくられた羽田地区を中心に1kmに渡り残る羽田レンガ堤防



ケヤキ並木が特徴的なガス橋通り(主要地方道11号)



快適な歩行空間が整備される桜のプロムナード



江戸幕府の新田開発に伴い整備された六郷用水跡を活かした整備を行った旧六郷用水散策路

## (c)景観形成基準（景観法第8条第2項第2号関係）

## ○建築物の建築等

届出対象行為：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕  
若しくは模様替又は色彩の変更

届出対象規模：該当する市街地類型若しくは景観形成重点地区による

景観形成基準：次表のとおり

配置	●【道路】の道路境界線から壁面を後退させるなど、街路樹や周辺の建築物などとの調和に配慮する。
色彩・形態・意匠	●街路樹や周辺の建築物などとの調和を図る。 ●【道路】に面して開口部を設けたり分節するなど、無表情にならないようにする。
緑外公開空地 化構地	●【道路】との連続性に配慮し、オープンスペースの緑化や外構のデザインを工夫する。 ●【道路】に面する部分の緑化を積極的に行う。

## ■景観形成基準の適用イメージ

壁面を後退させるなど、  
街路樹や周辺の建築物との調和



連続性に配慮し、  
緑化や外構のデザインを  
工夫

開口部を設けたり  
分節し  
無表情にしない

街路樹や周辺の建築物と  
調和する形態・意匠



積極的な緑化

## ○工作物の建設等

届出対象行為：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

工作物の種類と届出規模：該当する市街地類型若しくは景観形成重点地区による

景観形成基準：次表のとおり

配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【道路】の道路境界線から後退させるなど、街路樹や周辺の建築物などとの調和に配慮する。</li> </ul>
色彩 意匠 形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>●街路樹や周辺の建築物などとの調和を図る。</li> </ul>
緑外 化構 空地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【道路】との連続性に配慮し、オープンスペースの緑化や外構のデザインを工夫する。</li> <li>●【道路】に面する部分の緑化を積極的に行う。</li> </ul>



旧東海道の趣きを活かして改修を行った  
美原通り(旧東海道)



特徴ある放射状の道路と紅葉が美しい  
田園調布イチョウ並木

## ④【文化財等】

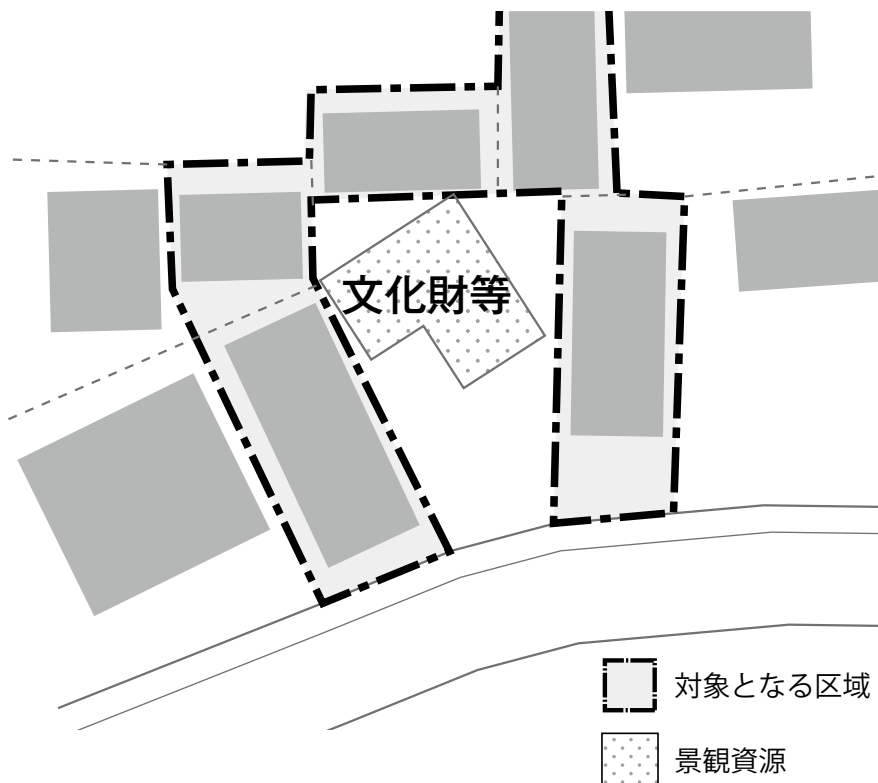
## (a)区域

- 以下に示す【文化財等】を有する敷地に面する敷地、若しくは道路を挟んで面する敷地とします。

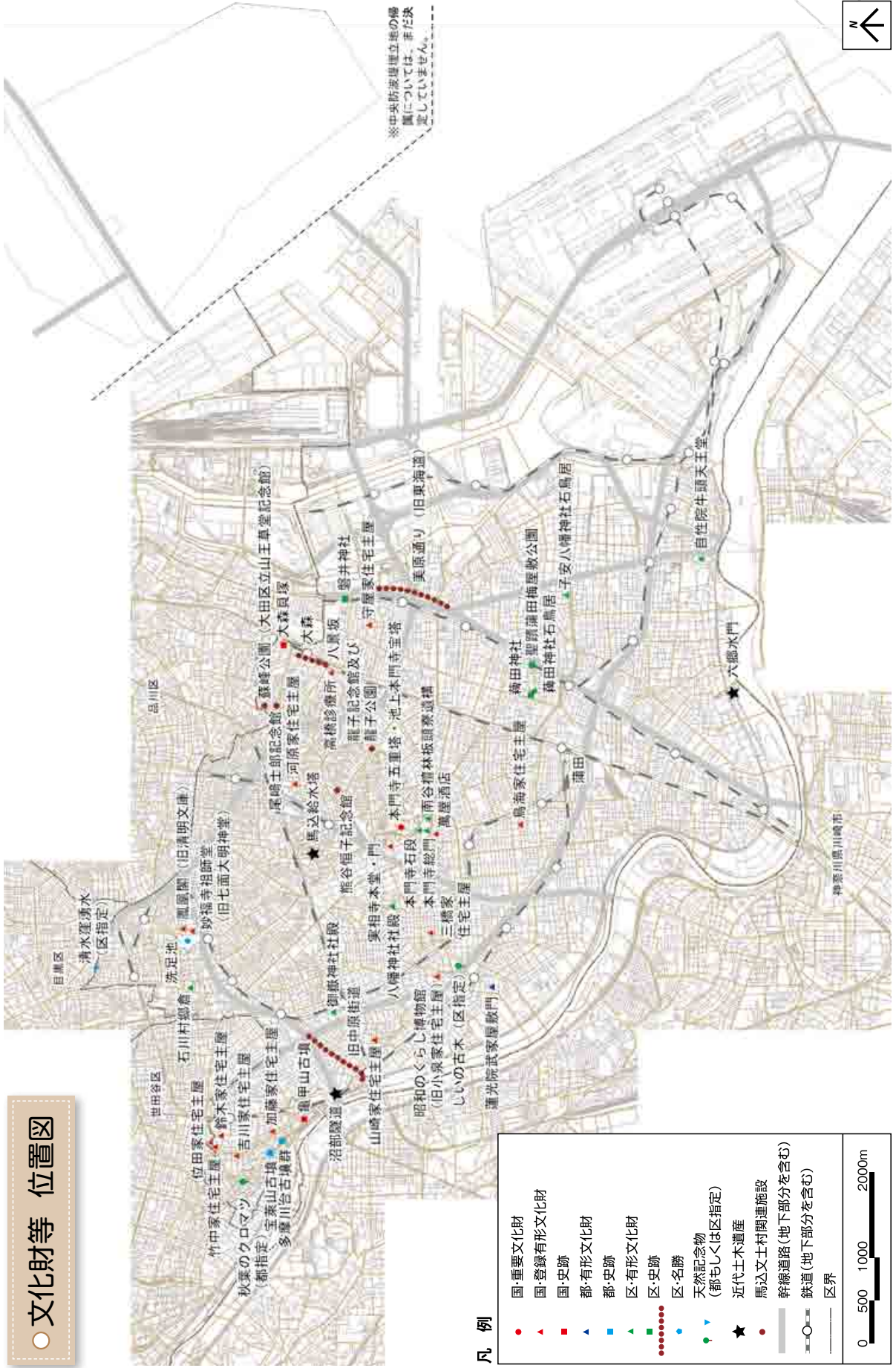
本門寺五重塔、池上本門寺宝塔、萬屋酒店、河原家住宅主屋、三橋家住宅主屋、鈴木家住宅主屋、竹中家住宅主屋、位田家住宅主屋、吉川家住宅主屋、加藤家住宅主屋、鳥海家住宅主屋、山崎家住宅主屋、妙福寺祖師堂（旧七面大明神堂）、昭和のくらし博物館（旧小泉家住宅主屋）、鳳凰閣（旧清明文庫）、実相寺本堂・門、高橋診療所、守屋家住宅主屋、大森貝塚、亀甲山古墳、蓮光院武家屋敷門、多摩川台古墳群、宝萊山古墳、本門寺総門、本門寺石段、御嶽神社社殿、八幡神社社殿、子安八幡神社石鳥居、稗田神社石鳥居、南谷檀林板頭寮遺構、自性院牛頭天王堂、石川村郷倉、磐井神社、旧中原街道、稗田神社、聖蹟蒲田梅屋敷公園、美原通り（旧東海道）、八景坂、洗足池、六郷水門、馬込給水塔、沼部隧道、秋葉のクロマツ、しいの古木、清水窪湧水、蘇峰公園（大田区立山王草堂記念館）、龍子記念館及び龍子公園、熊谷恒子記念館、尾崎士郎記念館

- 池上本門寺に関連する「本門寺五重塔」、「池上本門寺宝塔」、「本門寺総門」、「本門寺石段」については、池上本門寺一体の敷地を文化財等と捉え、それに面する敷地を対象としていきます。また、池上本門寺一体の敷地内についても対象とします。
- 「本門寺五重塔」については、東京都が示す歴史的景観保全の指針（東京都景観条例第32条第2項に規定により定められたものを指す。）において「指針適用建造物等」に指定されており、「指針適用建造物」から100mの範囲内における建築行為等について、歴史的景観への配慮を要する範囲としています。よって、同指針に基づき、大田区においても同様の範囲を基準適用の対象敷地とし、良好な景観形成を図るものとします。また、今後「本門寺五重塔」以外に「指針適用建造物等」に指定された場合も同様とします。

## ■対象となる敷地のイメージ



○文化財等 位置図



凡例

- 国・重要文化財
  - ▲ 国・登録有形文化財
  - 国・史跡
  - ▲ 都・有形文化財
  - ▲ 都・史跡
  - 区・有形文化財
  - 区・史跡
  - 区・名勝
  - ▲ 天然記念物 (都もしくは区指定)
  - ▲ 近代土木遺産
  - 馬込文士村関連施設
  - 幹線道路(地下部分を含む)
  - 鉄道(地下部分を含む)
  - 区界
- 0 500 1000 2000m



## (b)景観形成の方針（景観法第8条第3項関係）

- 【文化財等】と調和した景観となるよう、周囲の景観づくりを進めます。
- 【文化財等】と緑地や水辺が一体となって楽しめるような周囲の景観づくりを進めます。



国の重要文化財に指定される  
本門寺五重塔など文化財が  
集積する池上本門寺周辺



清水窪湧水など天然記念物に指定される貴重な水辺や樹木



六郷水門などデザインが  
特徴的な近代土木遺産



昭和26年築の住宅を保存・公開している昭和の  
くらし博物館など、区内に点在する歴史的建造物

## (c)景観形成基準（景観法第8条第2項第2号関係）

## ○建築物の建築等

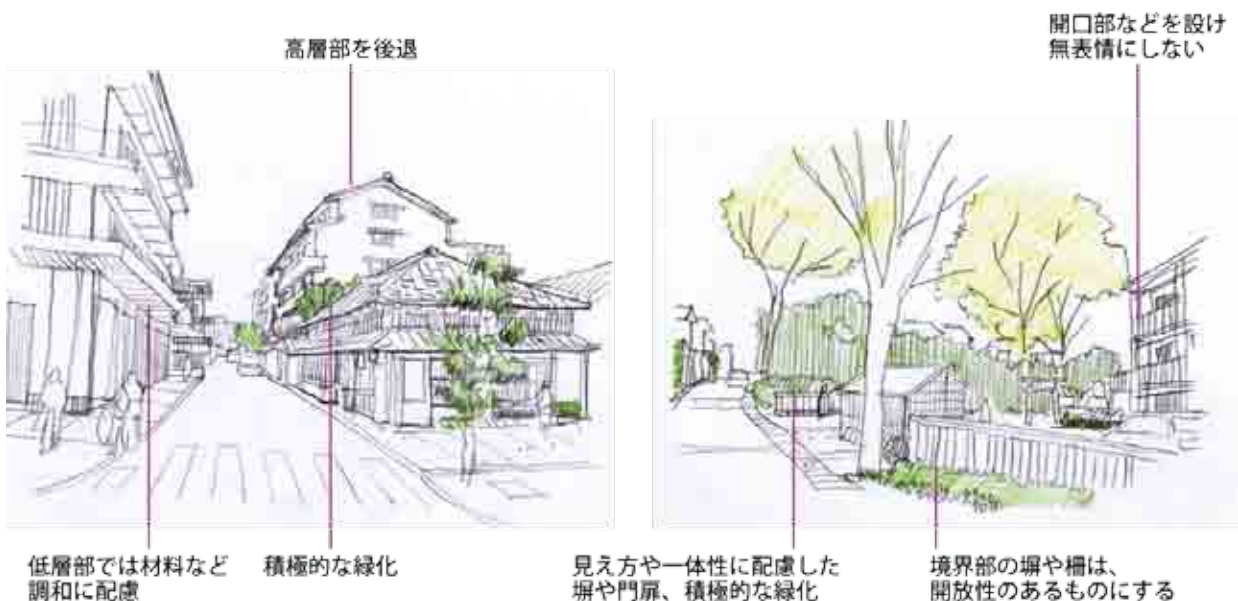
届出対象行為：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

届出対象規模：該当する市街地類型若しくは景観形成重点地区による

景観形成基準：次表のとおり

配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【文化財等】に面してオープンスペースを設けたり、高層部を後退させるなどし、圧迫感の軽減を図る。</li> </ul>
色意形 彩匠態 ・ ・	<ul style="list-style-type: none"> <li>●彩度・明度を抑えた落ち着いた色彩や、低層部には周辺の【文化財等】を意識させる材料を用いるなど、【文化財等】の雰囲気との調和に配慮する。</li> <li>●【文化財等】に面して開口部を設けたり分節するなど、無表情にならないようにする。</li> </ul>
緑外公 化開 構空地 ・ ・	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【文化財等】の見え方や一体性に配慮した塀や門扉とし、緑化を積極的に行う。</li> <li>●【文化財等】に面する部分の緑化を積極的に行う。</li> <li>●敷地と【文化財等】の境界部に塀や柵を設ける場合は、できる限り開放性のあるものにする。</li> </ul>

## ■景観形成基準の適用イメージ



## ○工作物の建設等

届出対象行為：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

工作物の種類と届出規模：該当する市街地類型若しくは景観形成重点地区による

景観形成基準：次表のとおり

配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【文化財等】に面してオープンスペースを設けるなど、圧迫感の軽減や見通しの確保を図る。</li> </ul>
色彩 意匠 形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>●彩度・明度を抑えた落ち着いた色彩や、低層部には周辺の【文化財等】を意識させる材料を用いるなど、【文化財等】の雰囲気との調和に配慮する。</li> </ul>
緑外 化構 公開空地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【文化財等】の見え方や一体性に配慮した塀や門扉とし、緑化を積極的に行う。</li> <li>●【文化財等】に面する部分の緑化を積極的に行う。</li> <li>●敷地と【文化財等】の境界部に塀や柵を設ける場合は、できる限り開放性のあるものにする。</li> </ul>

■ 鳳凰閣



■ 八幡神社



大田区に点在する歴史的建造物

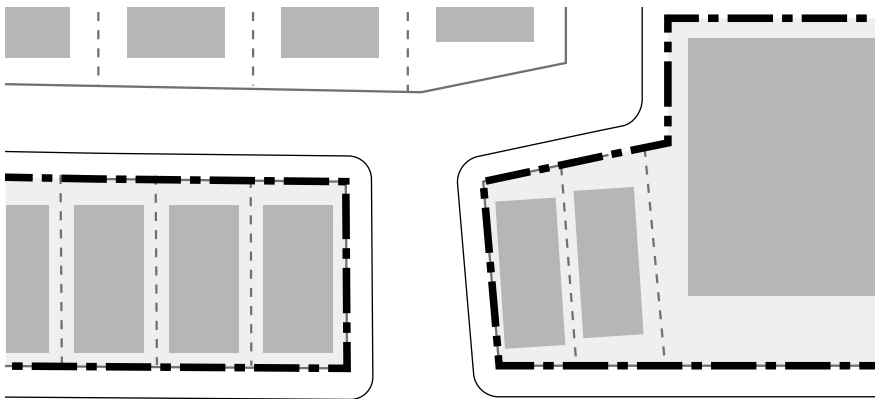
## ⑤【公園・緑地】

## (a)区域


- 以下に示す【公園・緑地】に面する敷地、若しくは道路を挟んで面する敷地とします。
- ただし、未供用部分がある多摩川台公園、本門寺公園、田園調布せせらぎ公園、洗足池公園は、未供用部分を含む都市計画区域に面する敷地および都市計画区域内で未供用部分における敷地も対象とします。


大森ふるさとの浜辺公園、森ヶ崎公園、大井ふ頭中央海浜公園、東京港野鳥公園、城南島海浜公園、京浜島つばさ公園、多摩川台公園、本門寺公園、田園調布せせらぎ公園、鶉の木松山公園、洗足池公園、小池公園、平和の森公園、都堀公園、平和島公園、萩中公園、東調布公園、東糀谷防災公園、西六郷公園、宝来公園、下丸子公園、東糀谷第一公園、中央五丁目緑地、貴船堀緑地、北前堀緑地、南前堀緑地、六間堀緑地、旧呑川緑地

## ■対象となる敷地のイメージ

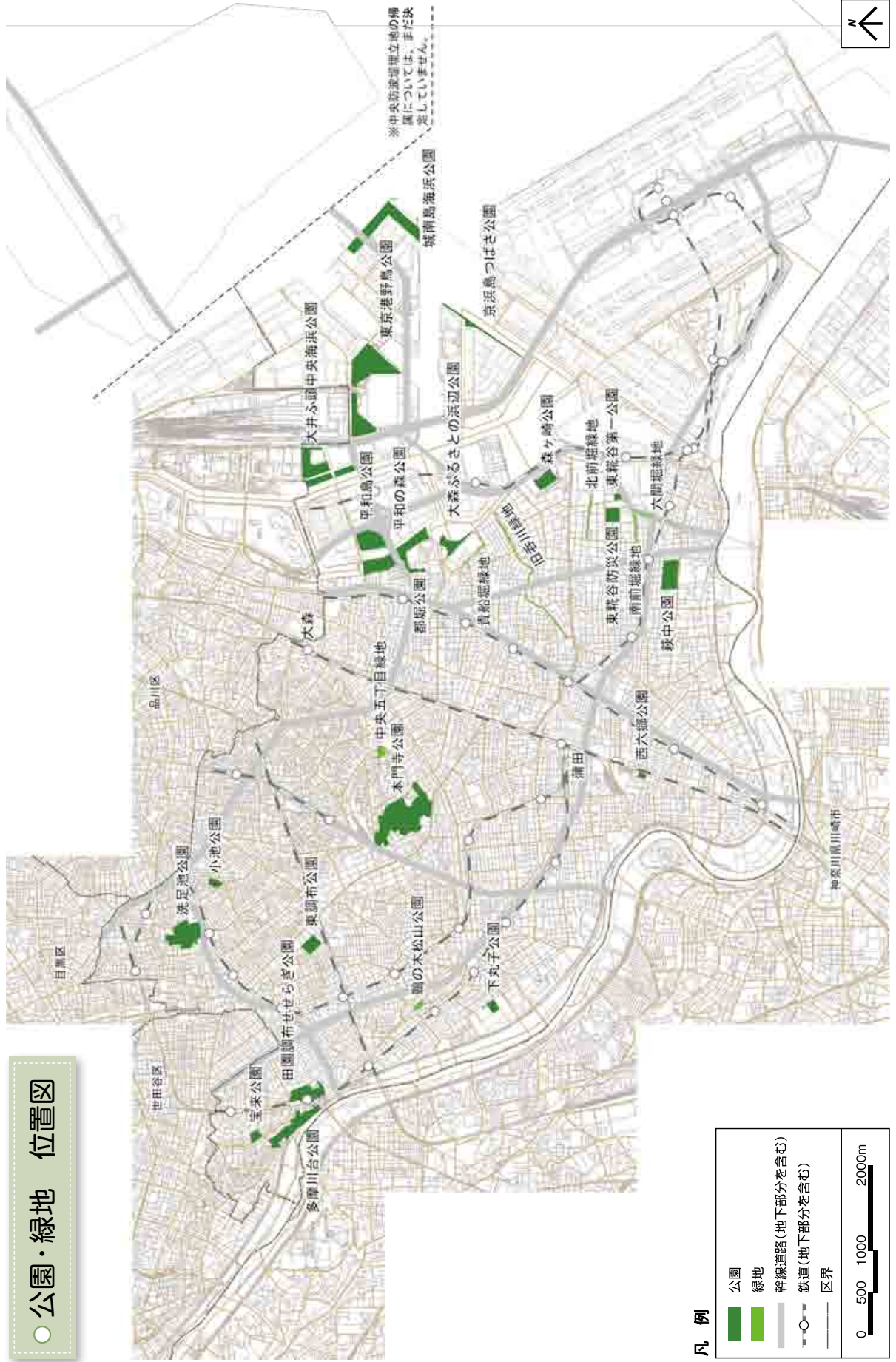


公園

 対象となる区域

 景観資源

○公園・緑地 位置図



凡例

	公園
	緑地
	幹線道路(地下部分を含む)
	鉄道(地下部分を含む)
	区界
0 500 1000 2000m	

## (b)景観形成の方針(景観法第8条第3項関係)

- 【公園・緑地】の開放感をより高めるように、【公園・緑地】と周囲が一体となった景観づくりを進めます。



大森ふるさとの浜辺公園、平和島公園に挟まれ  
一体の緑を創出する平和の森公園



隣接する萩中集会所が公園と  
一体的に整備された萩中公園



崖線の緑と一体をなす鶴の木松山公園



多くの子どもに親しまれる西六郷公園  
(通称タイヤ公園)



旧呑川緑地などの河川・水路跡を利用した緑地

(c)景観形成基準（景観法第8条第2項第2号関係）

○建築物の建築等

届出対象行為：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

届出対象規模：該当する市街地類型若しくは景観形成重点地区による

景観形成基準：次表のとおり

配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【公園・緑地】に面してオープンスペースを設けたり、高層部を後退させるなどし、圧迫感の軽減を図る。</li> </ul>
色彩・形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【公園・緑地】の緑や開放感と調和した落ち着いた色彩とする。</li> <li>●【公園・緑地】に面して開口部を設けたり分節するなど、無表情にならないようにする。</li> </ul>
緑外公開空地・化構地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【公園・緑地】に面する部分の緑化を積極的に行い、【公園・緑地】の緑との連続性に配慮する。</li> </ul>

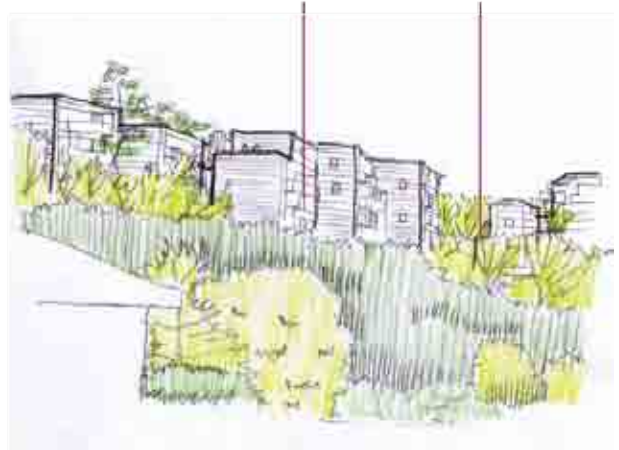
■景観形成基準の適用イメージ

緑化を積極的に行い、【公園・緑地】の緑と連続



高層部を後退  
開口部を設けたり  
分節するなど  
無表情にしない

開口部を設けたり  
分節するなど、  
無表情にしない



## ○工作物の建設等

届出対象行為：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

工作物の種類と届出規模：該当する市街地類型若しくは景観形成重点地区による

景観形成基準：次表のとおり

配置	●【公園・緑地】に面してオープンスペースを設けるなど、圧迫感の軽減を図る。
色彩 意匠 形態	●【公園・緑地】の緑や開放感と調和した落ち着いたある色彩とする。
緑外 公開空地 化構	●【公園・緑地】に面する部分の緑化を積極的に行い、【公園・緑地】の緑との連続性に配慮する。



季節感ある周囲と散策路となっている  
田園調布せせらぎ公園



国分寺崖線と一体となる多摩川台公園



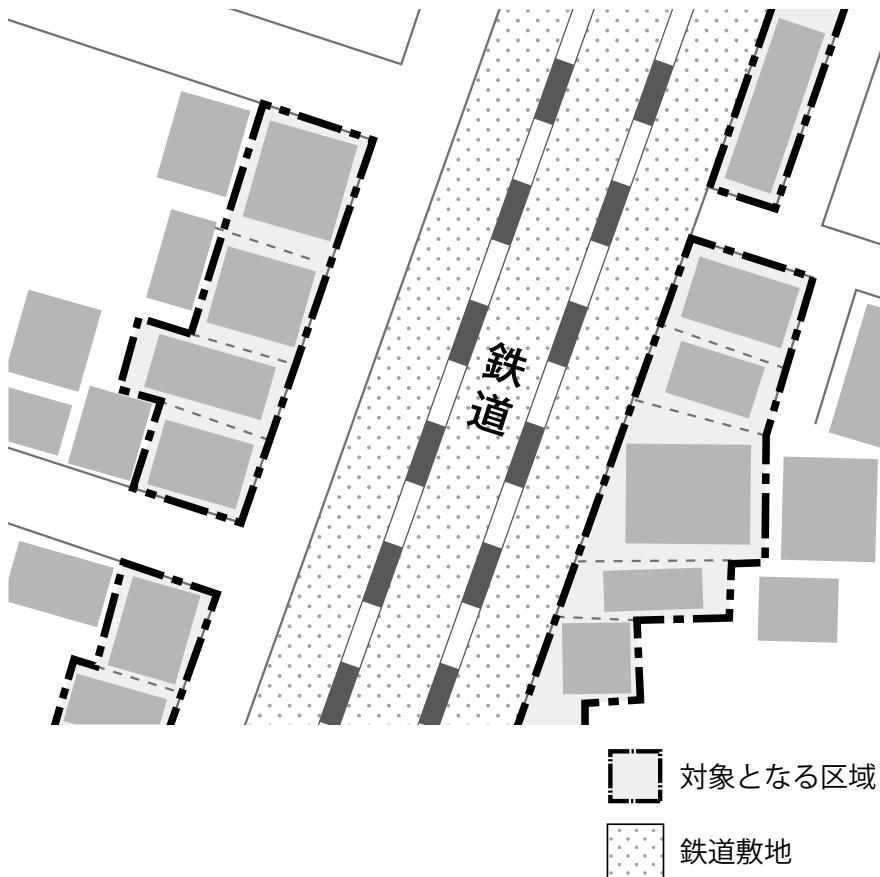
## ⑥【鉄道】

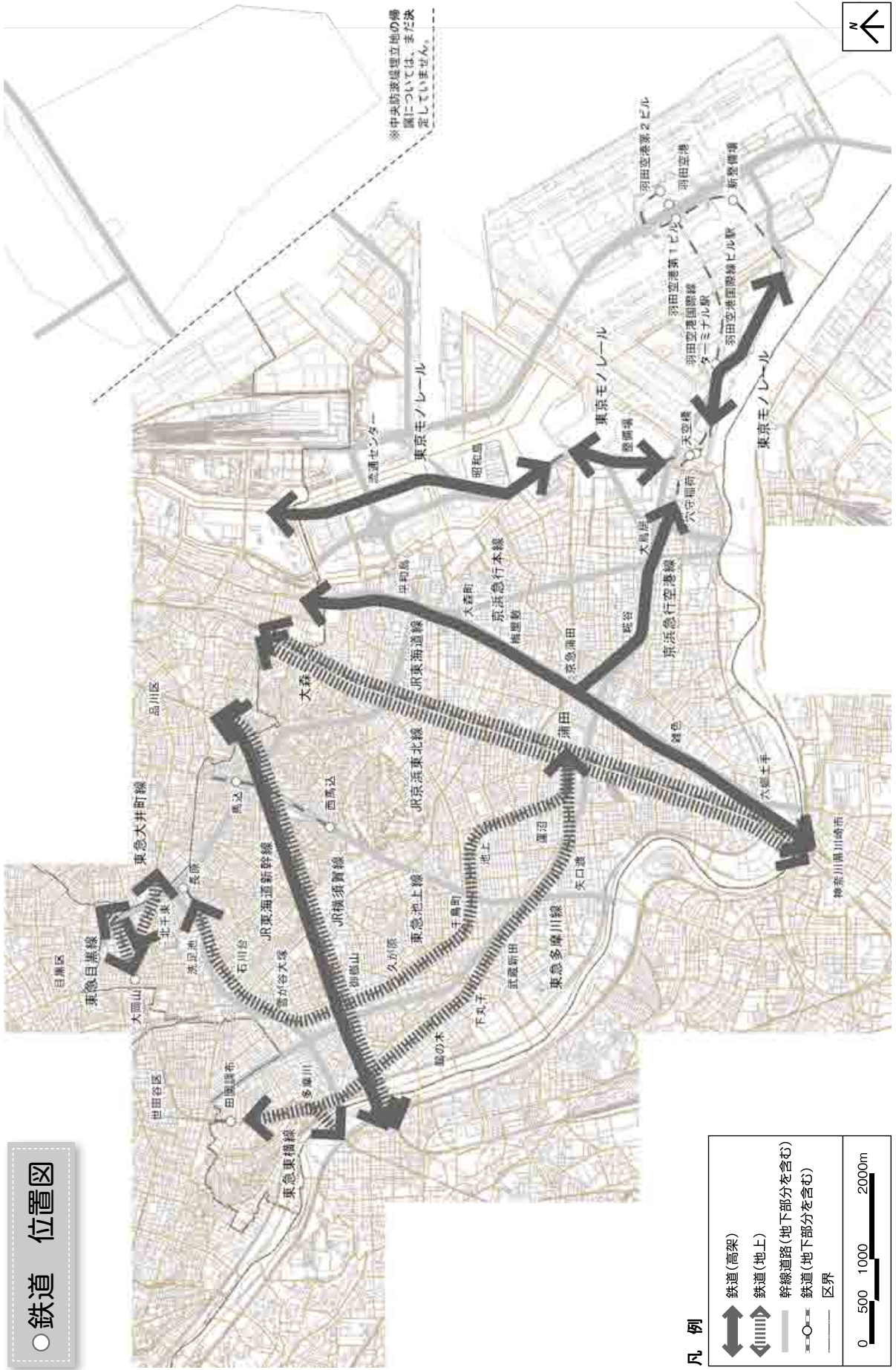
## (a)区域

- 以下に示す【鉄道】路線の線路(地下となる部分を除く)、駅舎、駅前広場に面する敷地、若しくは道路を挟んで面する敷地とします。

JR東海道新幹線・横須賀線・東海道線・京浜東北線・東急池上線・大井町線・多摩川線・東横線・目黒線、京浜急行線本線・空港線、東京モノレール

## ■対象となる敷地のイメージ





○ 鉄道 位置図

凡例

- 鉄道(高架)
- 鉄道(地上)
- 幹線道路(地下部分を含む)
- 鉄道(地下部分を含む)
- 区界

0 500 1000 2000m

## (b)景観形成の方針（景観法第8条第3項関係）

- 車窓の眺めを楽しむことができる東京モノレールや京浜急行線本線・空港線の高架部分の沿線では、その眺めを活かした景観づくりを進めます。
- 市街地を通過する【鉄道】の沿線では、親しみやすい沿線景観となるよう配慮するとともに、眺めが開ける場所ではそれを活かします。



高架化により遠く望むことができるようになった京浜急行線本線・空港線



平坦な地形を走る 東海道線・京浜東北線(上)、東急多摩川線(左)・池上線(右)

## (c)景観形成基準（景観法第8条第2項第2号関係）

## ○建築物の建築等

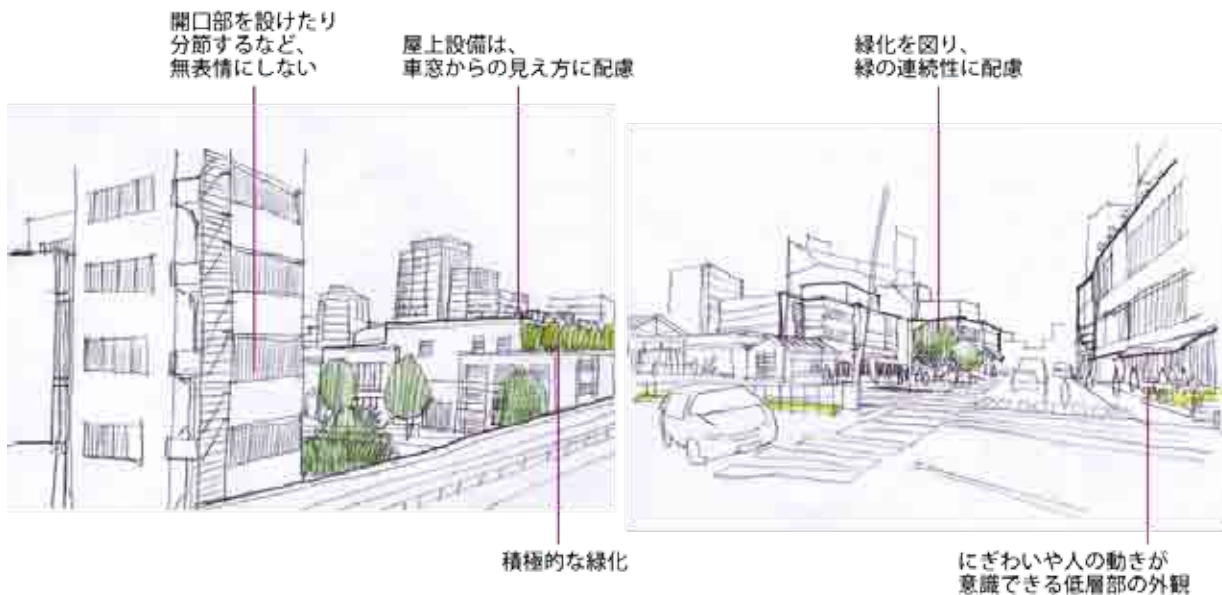
届出対象行為：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

届出対象規模：該当する市街地類型若しくは景観形成重点地区による

景観形成基準：次表のとおり

配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【鉄道】沿線では車窓から見える部分で、閉鎖的な壁面や広告物が連ならないように配慮する。</li> <li>●屋根、屋上、壁面に設備や工作物等を設ける場合は、【鉄道】車窓からの見え方に配慮する。</li> </ul>
色彩・形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駅周辺では、にぎわいや人の動きが意識できるよう低層部の外観に配慮する。</li> <li>●【鉄道】に面して開口部を設けたり分節するなど、無表情にならないようにする。</li> </ul>
緑外・公開空地・化構・地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【鉄道】に面する部分では、できる限り緑化を図り、緑の連続性に配慮する。</li> </ul>

## ■景観形成基準の適用イメージ



○工作物の建設等

届出対象行為：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

工作物の種類と届出規模：該当する市街地類型若しくは景観形成重点地区による

景観形成基準：次表のとおり

配置	●【鉄道】沿線では車窓から見える部分で、閉鎖的な壁面や広告物が連ならないように配慮する。
色彩 意匠 形態	●駅周辺では、にぎわいや人の動きが意識できるよう配慮した外観とする。
緑外 化構 公開空地	●【鉄道】に面する部分の緑化を積極的に行う。

■ JR蒲田駅周辺



にぎわいのある蒲田駅周辺の  
東海道線・京浜東北線

■ 大岡山駅周辺



人の動きを意識できる  
駅前広場となっている東横線